

**令和 8 年度
農林課事業パンフレット**



垂水市 農林課

目次



<農業機械・設備の導入等>	
・農地利用効率化等支援交付金 P2
・農産物6次産業化創出事業 P3
<新規就農者支援>	
・新規就農者生活支援対策事業 P4
・新規就農者機械・施設整備事業	
・新規就農者施設等整備事業	
・新規就農者育成総合対策事業 P5
・就農前研修受入事業 P6
<経営継続等支援>	
・農業経営収入保険支援対策事業 P7
<農地の再生・確保>	
・荒廃農地解消事業 P8
<桜島火山対策>	
・活動火山周辺地域防災営農対策事業 P9
<畜産農家に対する支援>	
・優良牛導入保留対策事業 P10
・肥育素牛導入促進対策事業	
・養豚経営支援事業	
・畜産環境整備事業 P11
・家畜防疫対策緊急支援事業	
・肉用牛繁殖雌牛生産強化事業 P12
<水田を活用した転作への支援>	
・水田活用の直接支払交付金 P13
<鳥獣被害への対応>	
・狩猟免許取・更新への支援 P14
・捕獲活動を担う方への支援	
・有害鳥獣捕獲への支援 P15
・有害鳥獣被害防止施設等資材購入支援 P16
<森林環境譲与税>	
・森林炭素マイレージ交付金事業 P17
<農地バンクの活用>	
・農地中間管理事業 P18

農地の集約化による経営改善に取り組む経営体の農業用機械・施設の導入を支援します。



- ・地域計画のうち、目標地図に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者等）



融資を利用して機械等導入する場合、3/10(300万円)まで国から助成されます！

農地利用効率化等支援交付金(融資主体支援タイプ)

- 事業実施地区 「地域計画」が策定されている地域
- 対象者 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市基本構想に示す目標所得水準〔主たる農業従事者1人あたり370万円程度〕を達成している農業者）
- 助成内容
 - (1) 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始もしくは改善に必要な機械等の取得、改良又は補強
 - (2) 農地等の造成、改良又は復旧
- 補助率及び補助上限額
融資残額の範囲内で、最大で取得価格の3/10以内又は融資金額のいずれか低い額（上限300万円）
- 主な事業要件
 - (1) 既存機械の更新ではなく、融資を受けて新たな機械を導入すること
 - (2) 機械等は、整備内容ごとに50万円以上で、対応年数が概ね5年以上20以下であること
 - (3) 運搬用トラック、パソコン、倉庫など農業以外の用途で使えるものではないこと
 - (4) 事業実施年度から3年度目を目標年度とする数値目標を設定すること

6次産業化に取り組む農業者を支援します。



農産物6次産業化創出事業

○対象者 農林業を経営する認定農業者、認定新規就農者等、地元で生産された農林産物を使用した新商品等の事業化の取組を行う食品産業事業者等

○助成内容

ソフト事業：経費の1/2以内（上限50万円）

加工品開発事業

- (1)商品開発に係る原材料費
- (2)機械等のレンタル・リース費
- (3)外注加工費
- (4)試作開発費
- (5)検査分析費
- (6)その他加工品等の試作開発に要する経費

販売促進等事業

- (1)展示会等の会場費及び出展費
- (2)広告宣伝費
- (3)パンフレット・ホームページ作成費
- (4)商品パッケージ・包装容器作成費
- (5)調査研究費
- (6)研修講師謝金及び旅費
- (7)市場調査に要する経費
- (8)その他販路開拓等に要する経費

ハード事業：経費の1/2以内（上限100万円）

施設整備事業

- (1)新たな加工施設又は販売施設の整備費
- (2)既存施設の改修費

機械整備事業

- (1)加工、製造又は包装に係る機械等の購入費

新たに農業を始める方が農業に専念し営農定着できるよう生活・機械整備等を支援します。

新規就農者生活支援対策事業

○対象者 新規就農者

※満 55 歳以下で青年等就農計画により認定新規就農者に認定又は認定新規就農者に準ずるものとして認定された市内在住の独立・自営就農者

○助成内容 月額5万円（最長3年間）



新規就農者機械・施設整備事業

○対象者 新規就農者

※満 55 歳以下で青年等就農計画により認定新規就農者に認定又は認定新規就農者に準ずるものとして認定された市内在住の独立・自営就農者

○助成内容 農業用機械・施設園芸施設整備に係る経費の3/4以内を助成（上限250万円）



新規就農者施設等整備事業

○対象者 新規就農者

※満 55 歳以下で青年等就農計画により認定新規就農者に認定又は認定新規就農者に準ずるものとして認定された市内在住の独立・自営就農者

○助成内容 活動火山周辺地域防災営農対策事業で機械及び施設を整備する場合に補助対象経費の10分の1を助成(上限200万円)

50才未満で新たに就農する方を支援します。

新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）

○対象者 認定新規就農者

※原則50才未満で新たに就農する方を支援します。

○助成内容 最大150万円/年間（最大3年間）

- 要件
- ①独立・自営就農時の年齢が、50歳未満であること。
 - ②認定新規就農者であること
 - ③独立・自営就農である人
 - ・農地の所有権又は利用権を持っている。
 - ・主な機械・施設を自ら所有・貸借している。
 - ・本人名義で生産物を出荷・取引している。
 - ・経営収支を本人名義の通帳・帳簿で管理している。
 - ④目標地図に位置付けられること、または、農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
 - ⑤就農5年後に農業等で生計が成り立つ実現可能な計画を提出すること。
 - ⑥生活保護や失業保険など、生活費を支給する国の他の事業を受給していないこと。
 - ⑦原則、前年の世帯所得が600万円以下であること。

新規就農希望者の長期研修を受け入れる農家を支援します。



長期研修受入農家を
支援します！

就農前研修受入事業

- 対象者 1年以上かつ年間を通じて研修の実施が可能な個人又は法人（認定農業者）
- 助成内容 1人あたり基本給の1/2以内（上限5万円）
- 給付期間 研修開始月より最長3年間とする
- 研修対象者 研修開始日において年齢が、満50歳以下の者であり、就農に対して強い意欲をもっている者また、研修終了後、引き続き本市に住所を有して営農する見込みがある者

就農前の研修を支援します



収入保険に加入する方を支援します。
 <様々なリスクに備えて収入保険に加入しましょう！>

自然災害や病虫害、鳥獣害 などで収量が下がった 	市場価格が下がった 
災害で作付不能になった 	けがや病気で収穫が できない 
倉庫が浸水して 売り物にならない 	取引先が倒産した 
盗難や運搬中の事故 にあった 	輸出したが為替変動 で大損した ありがとう Thank you very much! 

収入保険は様々なリスクから
 農業経営を守ります！



農業経営収入保険支援対策事業

- 対象者 農業経営収入保険加入者（青色申告が条件）
- 助成内容 収入保険（自然災害・病虫害・鳥獣害により収入が減少した場合に全ての農産物を対象に補てん）の保険金一部を支援

補助区分	補助率	補助限度額
1年目	4/5以内	10万円
2年目	1/5以内	8万円
3年目	1/5以内	8万円

荒廃農地を再生して農地を確保する農業者等を支援します。

荒廃農地解消事業

- 対象者 貸借した農地を再生し5年以上継続して営農することが見込まれる農業者又は、法人及び集落営農団体等
- 助成内容 10aあたり3万円以内
※但し本事業を外部委託した場合は、総事業費の1/2以内（上限3万/10a）
- 要件 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査により荒廃農地と判断された農地及び現地調査により事業実施の判断された農地また、市長が再生すると必要があると認めた農地

再生前



再生後



桜島の火山活動に伴う降灰等による農作物への被害を防止・軽減するため被覆施設や洗浄施設の整備等を支援します。

活動火山周辺地域防災営農対策事業

降灰による被害



- 灰の付着による商品性低下
- 光合成阻害による収量の低下
- 土壌の酸性化等による生育不良
- 生産量の減少

被覆施設の整備



ビニールハウス

洗浄施設の整備



露地野菜洗浄機

茶

降灰による被害



- 荒茶への灰の混入による商品性低下
- 茶市場での取引停止

洗浄施設の整備



生葉洗浄脱水施設



摘採機能付き除灰機

飼料作物

降灰による被害



- 家畜の嗜好性低下
- 土壌の酸性化による種子の発芽不良
- 光合成阻害による収量減少

収穫調製用等機械施設の整備



飼料作物収穫・調製用機械



○対象者 農業者の組織する団体

○助成内容 事業に要する経費の75%以内を補助

肉用牛資質向上のため優良牛を導入・保留される方を支援します。

優良牛導入保留対策事業

- 対象者 肉用牛繁殖農家
- 助成内容 10万円/頭（うち5万円は農協）
- 要件 和牛登録協会の本原資格を有する肝属郡産であること。市畜産共進会に出品し、本市の肉用牛改良の基礎牛として認められ、繁殖牛として保留するもの。毎年度内の登録審査得点の10頭以内とする。

市内産子牛の商品性向上及び肥育経営の安定のため素牛導入を支援します。

肥育素牛導入促進対策事業

- 対象者 垂水市肉牛部会会員
- 助成内容 導入価格（税抜き）の10%以内とし、上限額5万円とする。ただし、自家保留は、素牛導入価格（税抜き）の5%以内とし、上限額を1頭当たり3万円とする。
- 要件 肝属中央家畜市場で開催される子牛せり市に上場する垂水市内産で、導入価格40万円（税抜き）以上とし、同一生計内の素牛も含めるものとする。

養豚農家を実施する種雌豚の更新に要する経費を一部支援します。

養豚経営支援事業【新規】

- 対象者 市内で畜産業を営む養豚農家
- 助成内容 毎年1月1日から12月31日までの期間中に初分娩した種雌豚を対象とし、外部からの購入及び自家育成により繁殖用として保留されたものも対象とする。補助額は1頭当たり5千円とする。

畜産農家が実施する飼養環境の整備に係る経費の一部を支援します。

畜産環境整備事業【拡充】

- 対象者 市内で畜産業を営む畜産農家
- 助成内容 対象経費の2分の1以内とし、補助額は次表のとおりとする。

事業内容	補助額
畜舎・堆肥舎、付帯施設（換気扇及びヒーター）の整備	上限額 50 万円
野生鳥獣害侵入防止対策（畜舎ネット及びメッシュ柵、電柵等）の整備	上限額 10 万円
停電対策における発電機導入	上限額 15 万円
水源確保施設整備	上限額 100 万円

- 要件 事業実施年度以前から畜舎を有すること。
 発電機（充電式は除く）を導入する場合は、畜舎敷地内で使用するのみ対象とし、設置箇所及び発電機を使用する設備を明確にすること。
 水源確保における施設整備において、計画・調査費は対象外とする。

消毒用資材の購入費の一部を支援します。

家畜防疫対策緊急支援事業

- 対象者 市内で畜産業を営む養豚・養鶏農家
- 助成内容 消石灰及び消毒薬等の消毒資材等を購入した費用とし、対象経費の2分の1以内とする。
 上限額は飼養規模に応じて次表のとおりとする。

養豚	養鶏	上限額
母豚頭数 100 頭未満	飼養羽数 5 万羽未満	2 万円
母豚頭数 100 頭以上	飼養羽数 5 万羽以上	4 万円
母豚頭数 300 頭以上	飼養羽数 10 万羽以上	6 万円
母豚頭数 600 頭以上	飼養羽数 20 万羽以上	10 万円
肥育豚のみ		4 万円

- 要件 消毒資材等の運送に係る費用は、対象外とする。
 補助金の交付は、1 経営当たり毎年度 1 回までとする。

全共等の共進会への出品意欲のある肉用牛生産農家の繁殖用雌牛導入費用を支援します。

肉用牛繁殖雌牛生産強化事業【拡充】

- 対象者 市内繁殖牛生産農家
 国、県及び独立行政法人農畜産業振興機構の肉用牛繁殖雌牛の更新に係る補助金の交付を受けていない、又は受ける予定がないこと。
 適正な飼養管理をしており、導入牛及び導入産子を共進会へ出品すること。
 農林課の指導に従うこと。
- 助成内容 毎年1月1日から12月31日までの期間に高齢繁殖雌牛及び不受胎牛（以下「更新対象牛」という。）を淘汰又は売却し、優良繁殖雌牛（以下「導入牛」という。）を新たに購入又は保留したものを対象とし、補助額は次表のとおりとする。

導入手段	導入牛基準	補助金額
購 入	全共出品対策種雄牛	10万円／頭
	高等登録群	9万円／頭
	県又は郡内種雄牛	8万円／頭
保 留	全共出品対策種雄牛	6万円／頭
	高等登録群	5万円／頭
	県又は郡内種雄牛	4万円／頭

- 要件 更新対象牛は、淘汰又は売却する時点で、満10歳以上であり、30か月以上飼養されたものとする。
 ただし、不受胎牛については、淘汰又は売却する時点で、獣医師の診断書を有しており、繁殖障害である場合は、満10歳未満でも対象とする。
 導入牛は、導入月の平均価格の90%を下限とし、導入する時点で、12か月齢未満であり、肝属中央家畜市場で取引されたものとする。
 導入時点で、育種価が判明しており、枝肉・ロース・皮下・サシの4形質のうち、サシがA以上で、他の3形質のうち1つがA以上であること。
 ただし、育種価が判明していないものについては、3産以内であれば対象とする。

水田において主食用米以外の転作作物（WCS用稲、飼料作物、野菜等）を作付け・販売する農業者等を支援します。

水田活用の直接支払交付金

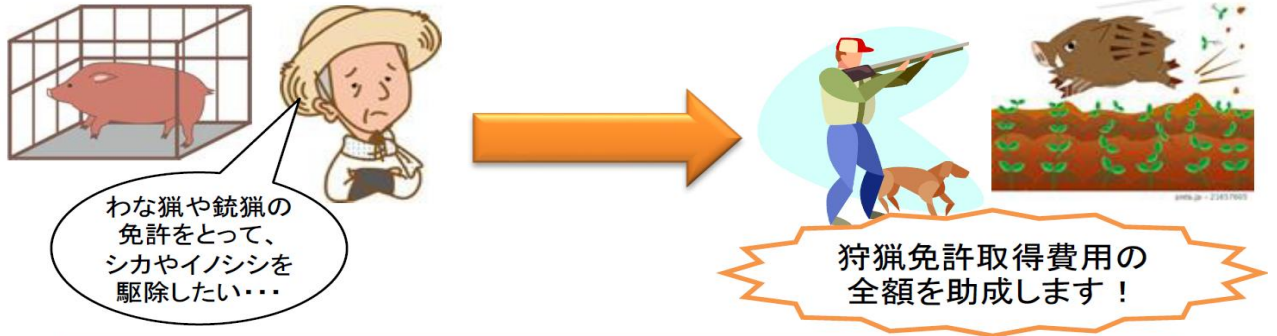
- 対象者 販売農家、法人、集落営農組織
- 要件 ご本人名義で農地基本台帳に記載のある農地
畦畔等のたん水設備を有する農地
土地改良区に対して、水田に係る賦課金（水利費・経常賦課金）を支払っている農地
- 助成内容（予定交付額） 単位：円

対象作物		交付単価（10aあたり）		
		国	市協議会	合計
表作 (基幹作)	① 麦	35,000		35,000
	② 大豆	35,000		35,000
	③ 飼料作物	35,000	7,000 以内	42,000 以内
	④ WCS用稲	80,000	4,000 以内	84,000 以内
	⑤ 加工用米	20,000	10,000 以内	30,000 以内
	⑥ 飼料用米	55,000	4,000 以内	59,000 以内
	米粉用米	~ 105,000	飼料用米のみ	~ 109,000 以内
	⑦ いんげん えんどう		20,000 以内	20,000 以内
	⑧ ⑦以外の 野菜、花き		15,000 以内	15,000 以内
裏作 (二毛作)	⑨なたね、そば 麦、大豆		20,000 以内	20,000 以内
	⑩ 飼料作物		4,000 以内	4,000 以内

※国の予算配分等により単価が調整される場合があります。

※令和3年度から交付額算定のための畦畔率は、5.45%となっています。

鳥獣被害対策のための狩猟免許取得・更新費用
及び狩猟者年会費を支援します。



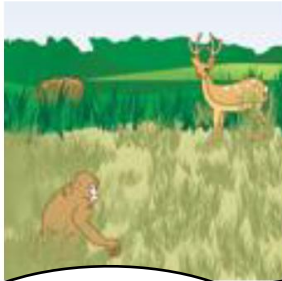
狩猟免許取得・更新の支援

- 対象者 垂水市猟友会に加入する方
次年度以降、有害鳥獣捕獲活動を行う方
- 助成内容 取得費全額
令和5年度から免許更新費用全額（但し要件有）
- その他 講習日程・試験日及び場所や支援内容の詳細は、農林課までお問い合わせください。

捕獲活動を担う方への支援

- 対象者 垂水市猟友会会員で市長より任命を受けた有害鳥獣捕獲従事者（前年度の狩猟者登録時から該当年度の狩猟者登録時までの1年間で有害鳥獣捕獲活動を実施した方）
- 助成内容（1）狩猟者登録にかかる経費
狩猟税、登録手数料、大日本猟友会費
鹿児島県猟友会費、県猟友会肝属支部会費
（2）ハンター保険料（上限4,000円）
- 要件 有害鳥獣捕獲活動を明記した報告書の提出が必要となります。

鳥獣被害対策のためのサル・イノシシの捕獲を支援します。



農地がサルやイノシシにやられて困る



サル・イノシシの捕獲に対して助成します

有害鳥獣捕獲への支援

○対象者 垂水市猟友会員で市長より任命を受けた有害鳥獣捕獲従事者垂水市猟友会に加入する方

○助成内容 有害鳥獣による農作物被害の軽減を目的として、捕獲に対する国・市補助金を交付します。

○鳥獣1頭あたりの捕獲補助金一覧

鳥獣の種類	鳥獣被害対策実践事業（国） うち緊急捕獲活動支援事業	有害鳥獣捕獲事業（市）
イノシシ	7,000 円（幼獣は 1,000 円）	6,000 円
シカ	7,000 円（幼獣は 1,000 円）	6,000 円
ニホンザル	8,000 円（幼獣は 1,000 円）	15,000 円
タヌキ	1,000 円	4,000 円
アナグマ	1,000 円	4,000 円
カラス	200 円	600 円
ヒヨドリ	200 円	600 円
ドバト	200 円	600 円

鳥獣被害対策のための電気柵等の資材購入を支援します。

有害鳥獣被害防止施設等資材購入支援

○補助対象者 農業を営む個人又は法人で自己所有地又は利用権設定等の手続きがなされている農地を有している者

○補助対象経費及び補助金額等

補助対象区分	補助対象経費	補助金の額	上限額
法人	電気柵、メッシュ柵、防鳥網等	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内（千円未満端数切捨て）	10万円
認定農業者、認定新規就農者又はこれに準ずる者	〃	〃	5万円 複合柵（電気柵とメッシュ柵）を設置する場合は上限7万円
販売農家（直近一年間の農畜産物販売額が50万円以上のも者）			
その他の農業者（直近一年間の農畜産物販売額が15万円以上の者で、農外収入（公的年金等は除く。）の金額が15万円未満	〃	〃	3万円 複合柵（電気柵とメッシュ柵）を設置する場合は上限5万円

○その他 補助回数は毎年度1回限り

＜森林環境譲与税＞

鹿児島県産材を使用した木造建築物の新築等の森林整備を促進する活動を支援します。

樹木は、二酸化炭素（CO₂）を吸収し、木材として加工された後も炭素を貯蔵（固定）しています。また、地域の木材を積極的に使用することで、身近な森林の整備が促進され、木材輸送に係るCO₂の排出削減により地球温暖化防止につながります。本市では、県の認証を受けた木造建築物の新築等の活動に対し、交付金を交付します。対象となる活動等は下表のとおりです。



森林炭素マイレージ交付金事業

○対象者及び交付内容等

交付対象事業	交付対象経費	交付金の額	交付対象者
CO ₂ 吸収	森林吸収源対策に寄与する以下の行為に係る経費（領収書等で単価や費用、仕様等が確認できる経費に限る） 1 森林の維持管理費（過去5年以内に施業等を実施したものに限る。） 2 企業等のCSR活動費（森林の循環利用を促進するものに限る。）	交付対象経費と認証を受けた吸収量（1t-CO ₂ ）当たり3,000円を乗じた額のいずれか低い額	県からCO ₂ 吸収量認証を受けた企業、NPO法人、森林ボランティア団体、その他市長が適当と認める団体等（ただし、県のCO ₂ 認証の対象となった行為に対し、他の補助金の交付を受けている場合は除く。）
CO ₂ 固定	3 照明設備のLED化 4 県産材木製品の購入 5 庭木（木本類）の購入 6 木質バイオマスの調達	交付対象経費と認証を受けた固定量（1t-CO ₂ ）当たり4,500円を乗じた額のいずれか低い額	県からCO ₂ 固定量認証を受けた垂水市内の木造建築主（ただし、県のCO ₂ 認証の対象となった行為に対し、他の補助金の交付を受けている場合は除く。）
CO ₂ 排出削減	7 木質バイオマスボイラー維持費（但し、機器のメンテナンス費用に限るものとする。） 8 その他市長が認めたもの	交付対象経費と認証を受けた排出削減量（1t-CO ₂ ）当たり1,500円を乗じた額のいずれか低い額（年間100万円を上限とする。）	県からCO ₂ 排出削減量認証を受けた事業者、公共施設管理者等（ただし、県のCO ₂ 認証の対象となった行為に対し、他の補助金の交付を受けている場合は除く。）

農地バンク(県公社)と市が連携し、農地の貸し借りを調整します。

※令和7年4月から農地の貸借は、原則農地バンク経由となりました。



農地中間管理事業

○要件 登記名義人が明らかである農地に限りです。

○貸したい方（所有者）のメリット

1. 賃借料は農地バンクから決まった時期に指定の口座に振込まれます。
2. 耕作者との賃借料のやりとりは農地バンクで行います。
3. 一定の要件をみたすと機構集積協力金の交付が受けられる場合があります。
4. 農地は契約終了後、必ず所有者へ返還されます。

○借りたい方（耕作者・担い手）のメリット

1. 農地を集積、集約することで農作業の効率化、生産性の向上が図られます。
2. 契約が一本化され賃借料の口座引き落とし手数料は農地バンクが負担します。
3. 所有者とのやりとりは農地バンクが行います。
4. 長期的な営農計画を立てやすく、安定した農業ができます。